

地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス

SPROUT デイサービス ゆずっこ MISONOU 重要事項説明書



あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス（以下「地域密着型通所介護」という。）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

1 サービス提供を実施する事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	SPROUT デイサービス ゆずっこ MISONOU		
介護保険事業所番号			
事業所所在地	広島県東広島市西条町御園宇 4875 番地 1		
電話番号	082-424-8893	FAX番号	082-424-8890
通常の事業実施地域	東広島市（西条町、高屋町、八本松町、黒瀬町）		

(2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土（祝日を含む）
営業時間	8：30～17：30

※ 年末年始の休業が4日を超える場合、5日目以降に臨時営業する場合がございます。その時は、事前にご案内いたします。

(3) サービス提供可能な日時

サービス提供日	月・火・水・木・金・土（祝日を含む）
サービス提供時間	9：25～12：30、13：35～16：40

(4) 事業所の職員体制

管理者氏名	愛田 信之
-------	-------

	常勤	非常勤
管理者	1名	
生活相談員	1名以上	
看護職員		1名以上
介護職員	1名以上	1名以上
機能訓練指導員		1名以上

(5) 提供するサービスの内容について

1. 地域密着型通所介護計画の作成
2. 利用者居宅への送迎
3. 介護サービス（移動、排泄など）
4. 機能訓練
5. 相談援助サービス

(6) 施設利用に当たっての留意事項

1. 事業所内の飲酒は禁止しております。
2. 敷地内の喫煙は禁止しております。
3. 設備・備品の利用はご自由にご利用できます。
4. 所持品・備品等の持ち込みは、ご自身で管理をお願いします。
5. 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。

(7) 地域密着型通所介護従業者の禁止行為

地域密着型通所介護従業者はサービス提供に当たって、次の行為は行いません。

1. 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く）
2. ご利用者様又はご家族様の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
3. ご利用者様又はご家族様からの金銭、物品、飲食の授受
4. 身体的拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為（ご利用者様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。）
5. ご利用者様又はご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(8) 非常災害対策

1. 災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火管理者	掛谷 剛
-------	------

2. 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

(9) 衛生管理等

1. 施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
2. 指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。
3. 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(10) 運営推進会議について

1. 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。
2. 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。
3. 「運営推進会議」の構成員は、ご利用者様、ご家族様、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上会議を開催します。
4. 「運営推進会議」開催前に、会議の開催に関するご案内および出席依頼を行いますので、可能な限りご出席いただきますようお願いします。

(11) 虐待の防止について

ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する責任者を選定しています。
2. 成年後見制度の利用を支援します。
3. 苦情解決体制を整備しています。
4. 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
5. 介護相談員を受入れます。
6. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	愛田 信之
-------------	-------

(12) サービス提供に関する相談、苦情について

1. ご利用者様またはご家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
2. 苦情や相談があった場合、苦情相談担当者はしっかりとお話を聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握や事実確認に努めます。
3. 苦情相談担当者（応対者）は速やかに管理者に状況等の報告を行い、ご利用者様またはご家族様の立場に立った適切な対処方法を検討します。
4. 検討内容については適宜連絡いたします。また、最終的な対処方法などは必ずご利用者様またはご家族様へ報告します。
5. 苦情または相談内容については真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従業者全員で検討します。

苦情申立の窓口

SPROUT デイサービス ゆずっこ MISONOU		担当者：愛田信之	
所在地	広島県東広島市西条町御園宇 4875 番地 1		
TEL	082-424-8893	FAX	082-424-8890
受付時間	月・火・水・木・金・土・祝日 (12月31日-1月3日を除く)		
東広島市健康福祉部 介護保険課			
所在地	広島県東広島市西条栄町 8番 29号		
TEL	082-420-0937	FAX	082-422-6851
受付時間	8:30-17:15 (土日祝日、12月29日-1月3日を除く)		
広島県福祉サービス運営適正化委員会			
所在地	広島市南区比治山本町 12-2		
TEL	082-254-3419	FAX	082-569-6161
受付時間	8:30-17:00 (土日祝日、12月29日-1月3日を除く)		
広島県国民健康保険団体連合会 (介護福祉課)			
所在地	広島市中区東白島町 19番 49号 国保会館		
TEL	082-554-0783	FAX	082-511-9126
受付時間	8:30-17:15 (土日祝日、12月29日-1月3日を除く)		

(13) 秘密の保持と個人情報の保護について

1. 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得たご利用者様及びそのご家族様の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。事業者は、従業者に、業務上知り得たご利用者様又はそのご家族様の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

2. 個人情報の保護について

事業者は、ご利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者様の個人情報を用いません。また、ご利用者様のご家族様の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご家族様の個人情報を用いません。事業者は、ご利用者様及びそのご家族様に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。事業者が管理する情報については、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（複写料などが必要な場合はご利用者様負担となります）

（14）緊急時の対応について

サービス提供中に、ご利用者様に病状の急変が生じた場合、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者様が予め指定する連絡先にも連絡します。

緊急連絡先			
家族等氏名（続柄）		連絡先	
家族等氏名（続柄）		連絡先	
医療機関・診療所名			
主治医		連絡先	

※契約締結後に追加記入いたします。

希望緊急搬送先			
第一希望病院名		連絡先	
第二希望病院名		連絡先	
その他希望			

（15）事故発生時の対応方法について

ご利用者様に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者様の家族、ご利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、ご利用者様に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険
保険名	介護保険社会福祉事業者総合保険（損害責任保険）
補償の概要	対人・対物・管理財物賠償補償その他事業者が法律上の賠償責任を負った場合の補償

(16) 電磁的対応について

利用者等への説明・同意について、電磁的な対応として、タブレット端末を用いた方法で署名を行います。電子署名が何らかの理由で困難な場合は、書面での対応に代えさせていただきます。

2 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

(1) 利用料金について

別紙料金表を参照

(2) 支払方法について

ご利用料金その他の費用の請求方法等	利用料利用者負担額及びその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。上記に係る請求書は、利用明細を添えて、原則として利用月の翌月15日前後に、通所介護利用時に利用者ご本人または代理人に手渡しいたします。
お支払い方法等	<p>ア 口座からの引き落とし 引き落とし予定日は、毎月27日となります。請求書の内容をご確認の上、引き落とし前日までに指定口座の振替残高に不足のないようご協力をお願いします。なお、27日が土・日・祝日の場合、金融機関の翌営業日の引き落としとなります。</p> <p>*同一法人のサービスをご利用の場合、手数料は1事業所分のみとなります。</p> <p>*口座振替手続き完了まで、下記記載の事業者指定口座にお振込み下さい。</p> <p>イ 下記指定口座への振込み 広島銀行 尾道栗原支店 普通預金 3214271 社会福祉法人ゆず 理事長 川原 獨二 (振込みは、利用者名でお願いいたします)</p> <p>*ご入金が確認できましたら、領収書を翌月請求書と同封し、郵送いたします。 必ず保管されますようお願いします。 (医療費控除の還付請求の際に必要になることがあります)</p>

3 重要事項の説明年月日

説明年月日	令和　　年　　月　　日
説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から受け、その内容に同意をしました。

ご利用者様	住 所		
	氏 名		
代筆の場合の代筆者氏名			続柄等
代理人 (成年後見人等)	住 所		
	氏 名		